

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 二
- 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 二
- 福島県立総合衛生学院学則等を廃止する規則 二
- 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県病院局 二
- 福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程 四
- 福島県人事委員会 四
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四

規 則

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則、福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則、福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則、福島県立総合衛生学院学則等を廃止する規則及び福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和五年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第六号

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（私学・法人課）

福島県規則第七号

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

九 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定による次に掲げる申請等

ア 第十条第四項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正に係る届出

イ 第十七条の三の規定による請求

ウ 第十七条の四の規定による請求

エ 第三十一条第四項の規定による届出

オ 第三十一条の八の規定による届出

カ 第三十二条第二項の規定による申請

キ 第三十二条の三の規定による届出

ク 第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出

ケ 第六十七条第一項第四号（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請

コ 第七十四条に掲げる規定による申請等

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（デジタル変革課）

福島県規則第八号

福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

福島県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年福島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「設立認証申請書」を「設立認証申請書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電子情報処理組織（福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十五年条例第九十四号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第三十二条において同じ。）を使用する方法により手続を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第二条第三項第一号に掲げる書面については、前項の申請書に添付を要しないものとする。

一 知事が、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項の規定（同法別表第三の一の五の項に係る部分に限る。）により役員に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けるとき。

二 知事が、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定（同法別表第五の一の五の項に係る部分に限る。）により役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）を利用するとき。

第三条第一項中「次項において同じ」を削り、「公告又は公表」を「公表又は公衆の縦覧」に、「の利用による公表」とし、福島県のホームページに掲載して」を「を利用する方法により」に改め、同条第二項を削る。

第六条の見出し中「役員変更等届出書」を「役員変更等届出書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条第二項の規定は、前項の届出書に添付する条例第二条第三項第一号に掲げる書面に準用する。

第十八条の見出し中「合併認証申請書」を「合併認証申請書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条第二項の規定は、前項の申請書に添付する条例第二条第三項第一号に掲げる書面に準用する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（電子申請に係る様式の特例）

第三十二条 電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う場合は、この規則に規定する様式にかかわらず、知事が別に定める様式によることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（文化振興課）

福島県規則第九号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対する第五十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

（水・大気環境課）

福島県規則第十号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第七十一号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。

（保健福祉総務課）

福島県規則第十一号

福島県立総合衛生学院学則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 福島県立総合衛生学院学則（平成二年福島県規則第二十五号）

二 福島県立総合衛生学院の授業料の免除等に関する規則（昭和四十六年福島県規則第十五号）

三 福島県臨床検査技師修学資金貸与条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第七十三号）

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第十二号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「三十九号棟」の下に「一号室、三号室、五号室から七号室まで、九号室、十一号室、十二号室、二十号室、二十三号室から二十六号室まで、二十八号室、三十号室から三十二号室まで、三十五号室及び三十七号室から四十号室まで」を加え、「五十号棟から五十二号棟まで」を「五十号棟、五十一号棟の一号室、三号室から十五号室まで、十七号室、二十号室から二十三号室まで、二

十五号室及び二十七号室から三十号室まで、五十二号棟」に改め、「百一号室から百六号室まで」の下に、「三十九号棟の二号室、四号室、八号室、十号室、十三号室から十九号室まで、二十一号室、二十二号室、二十七号室、二十九号室、三十三号室、三十四号室及び三十六号室」を加え、「五十三号棟」を「五十一号棟の二号室、十六号室、十八号室、十九号室、二十四号室及び二十六号室、五十三号棟」に改め、同表福島県営舘ヶ池団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に、「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県営対馬館団地の項中「六号室、九号室」を「六号室」に、「七号室から十一号室まで」を「二号室から九号室まで、十一号室」に、「七号棟から十号棟まで」を「七号棟の一号室から五号室まで、八号室、九号室、十二号室から十七号室まで、十九号室、二十一号室及び二十三号室、八号棟の四号室から六号室まで、八号室、九号室、十一号室、十三号室、十四号室、十六号室及び十九号室から二十三号室まで、九号棟、十号棟」に、「七号室、八号室」を「七号室から九号室まで」に改め、「六号棟の一号室」の下に、「十号室」を、「から十四号室まで」の下に、「七号棟の六号室、七号室、十号室、十一号室、十八号室、二十号室、二十二号室及び二十四号室、八号棟の一号室から三号室まで、七号室、十号室、十二号室、十五号室、十七号室、十八号室及び二十四号室」を加え、同表福島県営舘町団地の項を次のように改める。

福島県営舘町団地		会津若松市	
一 号棟、二 号棟の一 号室か ら三 号室ま で及び 五号室 から 十六 号室ま で、三 号棟、 四号棟 の一 号室、 二 号室及 び四 号室か ら十八 号室ま で、五 号棟の 一 号室か ら十三 号室ま で及び 十五 号室か ら十八 号室ま で	一 号棟、二 号棟の 四 号室、 四 号棟の 三 号室、 五 号棟の 十 四 号室	〇・八三	
二 号棟の 四 号室、 四 号棟の 三 号室、 五 号棟の 十 四 号室	〇・八五		

別表第二の一の表福島県営沖の内団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営上浅貝団地の項中「八号室、九号室、十一号室、十三号室から十八号室まで、二十号室から二十二号室まで、二十四号室」を「九号室、十三号室、十五号室から十八号室まで、二十号室から二十二号室まで」に、「二十三号室から三十六号室まで及び三十九号室」を「三十四号室から三十六号室まで」に、「十二号室から二十一号室まで」を「十三号室から十七号室まで、十九号室から二十一号室まで」に、「から三十二号室まで、三十五号室、」を「三十号室、三十二号室、三十五号室及び」に、「一号室、二号室、四号室から七号室まで」を「二号室、四号室、五号室、七号室」に、「三十二号室、三十四号室、三十六号室及び三十八号室から四十号室まで」を「三十四号室、三

十六号室及び四十号室」に、「一号室から九号室まで、十一号室から二十一号室まで、二十四号室、二十五号室及び二十七号室から三十号室まで」を「一号室、三号室から五号室まで、九号室、十一号室、十二号室、十五号室から十七号室まで、十九号室から二十一号室まで、二十七号室、二十八号室及び三十号室」に、「四号室から六号室まで、八号室から十一号室まで、十三号室」を「十号室、十一号室、十四号室から十七号室まで、十九号室から二十三号室まで及び二十六号室」に、「一号室から十号室まで及び十二号室から三十号室まで」を「一号室から三号室まで、五号室、七号室、九号室、十号室、十二号室から二十号室まで、二十二号室から二十四号室まで、二十六号室及び二十八号室」に改め、「七号棟」の下に「の一号室から七号室まで及び九号室から三十号室まで」を加え、「十号室、十二号室、十九号室、二十三号室、二十五号室」を「八号室、十号室から十二号室まで、十四号室、十九号室、二十三号室から二十五号室まで」に、「三十七号室及び三十八号室」を「三十三号室及び三十七号室から三十九号室まで」に改め、「七号室、十一号室」の下に、「十二号室、十八号室」を、「二十三号室、二十八号室」の下に、「三十一号室」を加え、「三号棟の三号室」を「三号棟の一号室、三号室、六号室」に、「三十一号室、三十三号室、三十五号室及び三十七号室」を「三十一号室から三十三号室まで、三十五号室及び三十七号室から三十九号室まで」に、「十号室、二十二号室、二十三号室及び二十六号室」を「二号室、六号室から八号室まで、十号室、十三号室、十四号室、十八号室、二十二号室から二十六号室まで及び二十九号室」に、「三号室、七号室及び十二号室」を「三号室から九号室まで、十二号室、十三号室、十八号室、二十四号室及び二十五号室」に、「の十一号室」を「四号室、六号室、八号室、十一号室、二十一号室、二十五号室、二十七号室、二十九号室及び三十号室、七号棟の八号室」に改め、同表福島県営下矢田団地の項中「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

別表第四中「〇・九〇二五」を「〇・八九八六」に、「〇・九〇六四」を「〇・九〇二五」に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福島県病院局

(建築住宅課)

附則

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月17日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表6の項、9の項、10の項及び11の項中「2年」を「1年」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和5年3月17日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「義務教育終了前の子（一）を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（一）に、「その養育する義務教育終了前の子（一）」を「当該」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（総務審査課）